

## 【法務委員会】

### ○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）

#### 要旨

本案は、一般の政府職員について、令和5年の民間の賃金水準に合わせて俸給月額を引き上げることに伴い、裁判官の報酬月額についても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡って適用することとしている。

### ○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）

#### 要旨

本案は、一般の政府職員について、令和5年の民間の賃金水準に合わせて俸給月額を引き上げることに伴い、検察官の俸給月額についても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡って適用することとしている。

### ○特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案（柴山昌彦君外5名提出、衆法第10号）要旨

本案は、現下の宗教法人をめぐる状況に鑑み、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 日本司法支援センターの業務の特例

特定不法行為等に係る被害者について、その資力の状況にかかわらず、民事事件手続の準備及び追行のために必要な費用の立替え等を行うとともに、当該費用の償還及び支払は一定期間猶予するものとしなければならないこと、かつ、必要かつ相当な範囲で免除できるものとしなければならないこととする。

#### 二 宗教法人による財産の処分及び管理の特例

##### 1 指定宗教法人の不動産の処分等の所轄庁への通知及び公告の特例

(一) 所轄庁は、被害者が相当多数存在すると見込まれ、財産の処分及び管理の状況を把握する必要があると認める対象宗教法人を、指定宗教法人

として指定することができることとする。

(二) 指定宗教法人は、不動産を処分し、又は担保に供しようとするときは、少なくとも一月前に所轄庁に通知し、所轄庁は、速やかに当該通知に係る要旨を公告しなければならないこととする。

(三) (二)に違反してした不動産の処分又は担保としての提供については、無効とすること。

## 2 特別指定宗教法人の財産目録等の作成及び提出並びにその閲覧の特例

(一) 所轄庁は、指定宗教法人のうち、財産の隠匿又は無償の供与等により被害者の権利を害するおそれがあると認めるものを、特別指定宗教法人として指定することができることとする。

(二) 特別指定宗教法人は、毎会計年度の各四半期の財産目録、収支計算書及び貸借対照表を作成し、その写しを所轄庁に提出しなければならないこととする。

(三) 特定不法行為等に係る被害者は、(二)により提出された書類の写しの閲覧を求めることができることとする。

## 三 施行期日等

1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して10日を経過した日から施行すること。

2 この法律は、この法律の施行の日から起算して3年を経過した日に、その効力を失うこと。

3 政府は、施行後3年を目途として、この法律の延長を含めこの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。

### (修正要旨)

#### 一 日本司法支援センターの業務の特例の修正

日本司法支援センターが特定被害者法律援助事業を行う場合には、業務方法書に民事保全手続に附帯する担保の提供に係る業務の実施に係る費用の償還に関する事項を記載しなければならないものとするとともに、特定被害者法律援助事業の実施に係る費用の償還及び支払については、一定の場合に該当するときを除き、免除できるものとしなければならないものと明記すること。

#### 二 宗教法人による財産の処分及び管理の特例の修正

##### 1 指定宗教法人による財産の処分及び管理の特例

(一) 指定宗教法人は、毎会計年度の各四半期の財産目録、収支計算書及び貸借対照表を作成し、その写しを所轄庁に提出しなければならないこととする。

(二) (一)は、指定宗教法人の指定があった日の属する四半期から適用すること。

## 2 特別指定宗教法人の財産目録等の閲覧の特例

(一) 所轄庁は、指定宗教法人の要件に該当する対象宗教法人であって、財産の隠匿又は散逸のおそれがあると認めるものを、特別指定宗教法人として指定することができることとする。

(二) 特定不法行為等に係る被害者は、1(一)により提出された書類及び特別指定宗教法人の指定前に提出された財産目録等（特別指定宗教法人の指定があった日の属する会計年度の前会計年度に係るものに限る。）について、その写しの閲覧を求めることができることとする。

## 三 検討条項の修正

政府は、この法律の施行後3年を目途として、財産保全の在り方を含めこの法律の規定について検討を加えることとする。